

生活保護関係全国係長会議資料

平成 28 年 3 月 4 日（金）

社会・援護局 保護課

目 次

I 重点事項

II 一般事項（文書編資料）

- 第1 生活保護制度の適正な実施について
- 第2 就労・自立支援の充実について
- 第3 医療扶助の適正な実施等について
- 第4 地方自治体の体制整備等について
- 第5 平成28年度生活保護基準について
- 第6 生活保護関係予算について
- 第7 生活保護関係調査について
- 第8 審査請求等について
- 第9 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて
- 第10 社会保障・税番号制度の導入について

III 参考資料

I 重点事項

第 1 生活保護の申請・相談窓口における
対応について

第 2 就労支援・医療扶助に関する平成28
年度における取組のポイント

第 3 今後の生活保護基準・制度の見直し
について

第1 生活保護の申請・相談窓口における対応について（留意事項）

生活保護は最後のセーフティネットとしての役割を担っていることから、支援が必要な方には確実に保護を実施することが重要である。生活保護の相談に当たっては、保護の申請権を侵害しないことはもとより、急迫状況をはじめとする生活状況の適切な確認の徹底や、関係機関との連携体制を整備する等、以下の点に留意すること。

局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」から抜粋

保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。

相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、「扶養が保護の要件であるかのように説明するなど」、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎んでいるか。

相談者に対しては、保護申請の意思を確認しているか。申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付し、申請手続についての助言は、適切にされているか。

手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。

申請書及び同意書を書面で提出することが困難な申請者に対しては、口頭申請など申請があったことを明らかにするための対応が執られているか。

生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。

生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制はとられているか。生活困窮者自立相談支援事業等との連携が図られているか。また、他法他施策活用についての助言は適切に行われているか。

切迫した生活困窮者を相談につなぐ連携体制の構築 —A市の事件から見える課題—

(参考)
生活困窮者自立支
援室作成資料

- 平成26年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- 事件の詳細は明らかではないが、制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制が構築されていれば、未然に防ぐことができた事案と考えられる。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

A市で発生した事件の概要 (報道より。以下同じ。)

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度を独りで積極的に調整することは容易でなかったとも推察される。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

必要な取組

① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

② 相談窓口における適切な支援の提供

- ・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えべき。

生活保護法施行事務監査で過去に指摘した事例（相談・申請窓口対応）

【指 摘 事 例】

- 給与を生活費に充てるよう促し、実施機関が申請時期を判断していると疑われる事例
- 手持金を消費してからの申請を促すなど、実施機関が申請の時期を判断していると疑われる事例
- 扶養義務者からの援助が期待できず来所した相談者に対し、親族との話し合いを助言指導するなど、扶養を保護の要件にしていると疑われる事例

手持金がわずかであると述べている相談者に対して、ライフラインの状況などを聴取しておらず、急迫状況の確認を行っていないと疑われる事例

- 申請意思を示している者に、本来申請に必要な書類がなければ申請が出来ないと誤信させると疑われる事例
- 通帳の写しなど、本来申請に必要な書類等の持参を指示していると疑われる事例

面接記録票の記載内容が乏しいため、申請に至らなかった経緯が不明である事例

【是正改善指導の内容】

保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎むこと

相談者の状況について、収入・手持金・預貯金がない、食事を摂取していない、水道・電気などのライフラインが止められているなど、急迫状況にないか詳細に聴取すること

申請前又は申請時において必要のない挙証資料の提出を求め、挙証資料がないことをもって保護申請を受け付けられない等の相談者が誤信するような行為は厳に慎むこと

申請意思が確認された者に対しては、速やかに申請書を交付するとともに、申請手続について助言を行うこと

相談者からの相談内容、助言した内容、生活困窮の状況及び申請意思の有無など、面接相談において聴取した内容を漏れなく面接記録票に記録し、速やかに所内で回付することを徹底すること

第2 就労支援・医療扶助に関する平成28年度における取組のポイント

被保護者の就労等による自立の支援

- 改革工程表を踏まえ、就労支援促進計画の策定に関する通知を改正予定。
 - (1) 就労支援事業等の参加率及び事業等の参加者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の目標を通知に明記。
 - (2) 就労可能な被保護者のうち、就労支援事業等に参加していない者の調査項目を追加。
- 改革工程表における目標の達成に向けて、自治体に設置するハローワークの常設窓口の増設、就労支援員の増配置、被保護者就労準備支援事業の積極的な活用を推進。
- 平成28年度予算案において、直ちに就労が困難な生活困窮者等を対象に、農業体験や研修を通して、就農を含めた就労や社会参加促進を支援する就農訓練事業を実施するための予算を計上。
- また、平成27年5月の簡易宿泊所火災の発生や同年7月の住宅扶助基準見直しを踏まえ、25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化。

医療扶助等の適正化

- 改革工程表を踏まえ、関係通知を改正予定。
 - (1) 後発医薬品使用促進計画について、毎年4月末を策定期限として規定。
 - (2) 頻回受診の適正化について、地方自治体において頻回受診適正化計画の策定を行うことを規定。
 - (3) 後発医薬品使用促進計画及び頻回受診適正化計画について、都道府県等本庁が管内自治体の策定状況について、厚生労働省へ情報提供を行うことを規定。
- 平成28年度予算案において、適正受診指導等の強化を目的とした、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導等を実施するための予算を計上。
- 精神通院医療（自立支援医療）の給付と医療扶助の給付の間における向精神薬の重複処方に関する適正化について、具体的な対応を定めた通知を発出。
- 健康管理等の業務を受託した事業者による不適切な受診誘導を防止するため、委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から原則一般競争入札によること等を徹底。

生活保護制度における改革工程表に記載された事項に関する具体的対応方針(就労関係)

就 労 関 係

<改革工程表における記載>

○ 就労支援事業等の参加率を2018年度までに60%とする。

○ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2018年度までに50%とする。

○ 「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)を2018年度までに45%とする。

○ 就労支援事業等を通じた脱却率が見える化。

○ 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況が見える化。

○ 「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況が見える化。

※ 就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討。

<対応方針>

【目標設定への取組】

- 平成27年度から、各自治体が、管内の実情に応じて、就労支援事業の効果検証・的確な見直しを図る観点から、国で定めた指標について、数値目標を設定する「就労支援促進計画」を策定する取組を開始しており、今後きめ細かく事業の進捗状況を把握していく。
- 各目標について、通知に明記。
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進
(地方自治体に設置するハローワークの常設窓口を増設、常設窓口に配置する就職支援ナビゲーターを新たに増員)。
- 就労支援員の増配置や被保護者就労準備支援事業の積極的な活用を推進。
- 新たに「生活困窮者等への就農訓練事業」を被保護者就労準備支援事業の一つとして実施。

(参考)

- ・ 就労支援事業等の参加率：
2015年度(平成27年度) 目標値平均 47.9%
- ・ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合：
2015年度(平成27年度) 目標値平均 44.5%
- ・ 「その他の世帯」の就労率：
2014年度(平成26年度) 34.3%

【見える化への取組】

- 各自治体が策定する「就労支援促進計画」や「被保護者調査」に基づき、全国の脱却率や自治体ごとの取組状況及びその他の世帯の就労率について公表を行う。

[対応方針を踏まえた通知改正(案)の概要]

- 就労支援事業等の参加率等の目標を通知に明記。
- 就労支援事業等に参加していない者の調査項目を追加。

後 発 医 薬 品

<改革工程表における記載>

○ 後発医薬品使用促進計画の策定率を100%とする。

- 使用割合について、2017年央までに75%とする。
- 2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する。

○ 後発医薬品の使用割合の地域差を見える化。

<対応方針>

【目標設定の考え方】

- 2017年央までに75%を達成すると通知上に明記。
- 2017年央において、次期目標について、改革工程表を踏まえた検討を行う。
（参考） 2014年 58.7% → 2015年 63.8% （各年6月審査分）

【具体的な取組】

- 後発医薬品使用促進計画を未策定の自治体に対して、適時、把握の上、必要に応じてフォローアップを行う。
- 地域の薬局等と連携した服薬指導についてモデル実施を行う。

【見える化】

- 国において、後発医薬品の地域別使用割合について見える化し、公表する。

[対応方針を踏まえた通知改正（案）の概要]

- 2017年央までに75%を達成すると通知上に明記。（再掲）
- 後発医薬品使用促進計画について、各年4月末までに当該年度の計画を策定することを規定。
- 都道府県等本庁は、管内自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定。

頻 回 受 診

<改革工程表における記載>

- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進。
- 頻回受診対策を実施する自治体の割合を100%とする。
- 適正受診指導による改善者数割合の目標値について、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定する。

<対応方針>

【目標設定の考え方】

- 頻回受診の適正化の対象範囲を、他の医療制度における指導対象範囲を参考としつつ再検討し、2016年度に取組の目標値を設定する。

【具体的な取組】

- 各自治体において、頻回受診の適正化に係る計画を策定する。
- 改善者割合の向上に向け、訪問看護ステーション等と連携した適正受診指導についてモデル実施を行う。（参考）平成26年度改善率 45.9%

[対応方針を踏まえた通知改正（案）の概要]

- 頻回受診の適正化を計画的に実施するため、指導を要する者が一定数以上いる自治体について、各年4月末までに当該年度の頻回受診適正化にかかる計画の策定を行うこととする。
- 都道府県等本庁は、管内自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定。
- 指導実態の把握のため、適正受診指導の結果報告にかかる様式を見直し。

健 康 管 理 支 援

- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討。

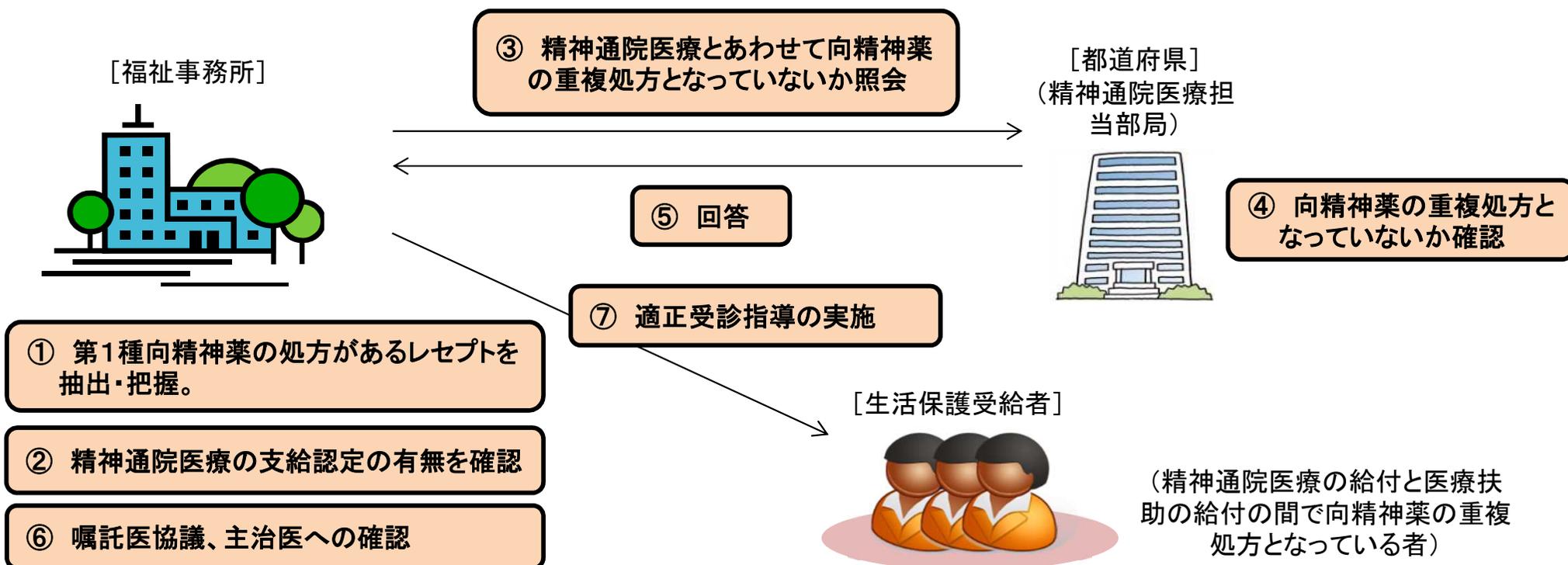
【検討に向けた方針】

- 福祉事務所においてデータを活用した健康管理に関する支援が必要。
- このため、福祉事務所において、データに基づく有効的な支援ができるよう、具体的な方策を検討。

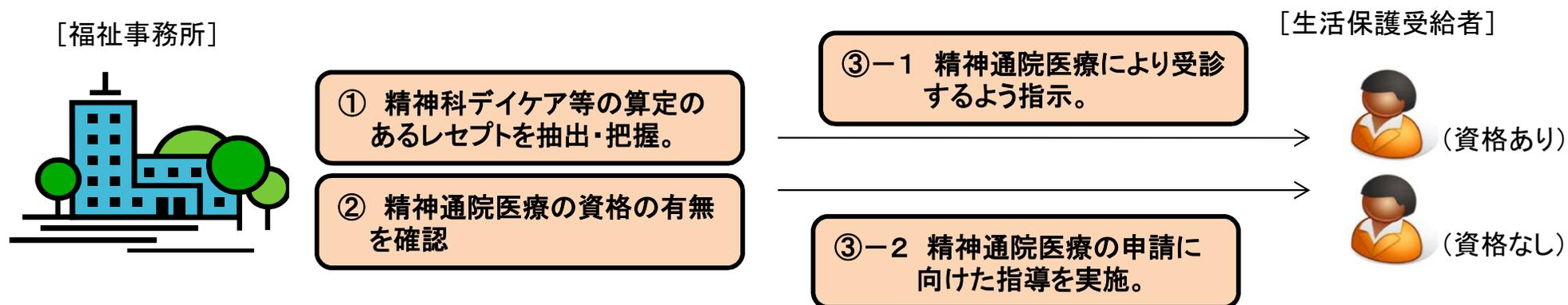
※ 上記の他、「生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差の見える化」については、医療全体における地域差の分析を参考としつつ、生活保護の地域差分析に相応しい形での公表に向けて検討を行う。

向精神薬の重複処方にかかる適正化の徹底等(平成28年度～)

精神通院医療の給付と医療扶助の給付の間における向精神薬の重複処方に関する適正化



精神通院医療にかかる優先活用の徹底



特定の医療グループにおける精神疾患患者の「囲い込み」問題への対応（通知概要）

ある医療グループにおいて精神疾患患者「囲い込み」として指摘された事項

- 国庫補助事業の委託により福祉事務所へ支援員を派遣し、支援員は当該医療グループのクリニックへの通院を誘導。
- 患者の保護費はクリニックによる一方的な金銭管理が行われ、また、患者はクリニックが紹介する劣悪な住環境に置かれている。

1. 委託事業者等による特定の医療機関への不適切な受診指導の防止

- 受診勧奨等を行う際は、客観的かつ合理的な根拠に基づき、例えば複数の医療機関を提示するなど、理由なく特定医療機関に偏ることがないように周知。また、特定の医療機関への受診が保護の要件であるかのような説明は行わないよう周知。
- 委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から、原則一般競争入札による。
- 業務を委託する場合であっても、業務実態を把握し、不適切な業務が行われている場合には、是正を図る。

2. 医療扶助の決定における医療要否の検討の徹底

- 医療扶助の決定や継続の必要性について、病状に疑いがある場合等においては、検診命令の実施を徹底する。
- 精神障害者への支援については、障害者総合支援法における就労継続支援等のサービス利用の検討も行う。
- 他法他施策優先の観点から、精神疾患を有する者に関する自立支援医療（精神通院医療）の申請指導を徹底する。

3. 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境と確認された住居への対応

- 生活実態を把握するため、訪問調査を徹底し、転居後においても転居先の訪問調査を行い、適切な居住場所の確認に努める。
- 劣悪な住環境に居住する者に対しては転居指導を徹底し、建築基準法違反疑の建築物については建築部局と連携する。
- 床面積別に応じた適切な住宅扶助費の認定を行うよう周知。

4. 生活保護費の適正な交付及び適切な金銭管理の徹底

- 生活保護費は原則、本人へ交付するよう徹底することを周知。
- 金銭管理が行われる際は、福祉事務所が契約内容や実施状況に関する把握に努めることを周知。
- 入院入所の場合、本人宛てで現金書留により送られた保護費を本人の意思に反して無断で管理されることがないように周知。
- 福祉事務所は、家計管理や金銭管理に関する支援に努めるとともに、自立支援プログラムや成年後見制度等の活用を検討することを周知。

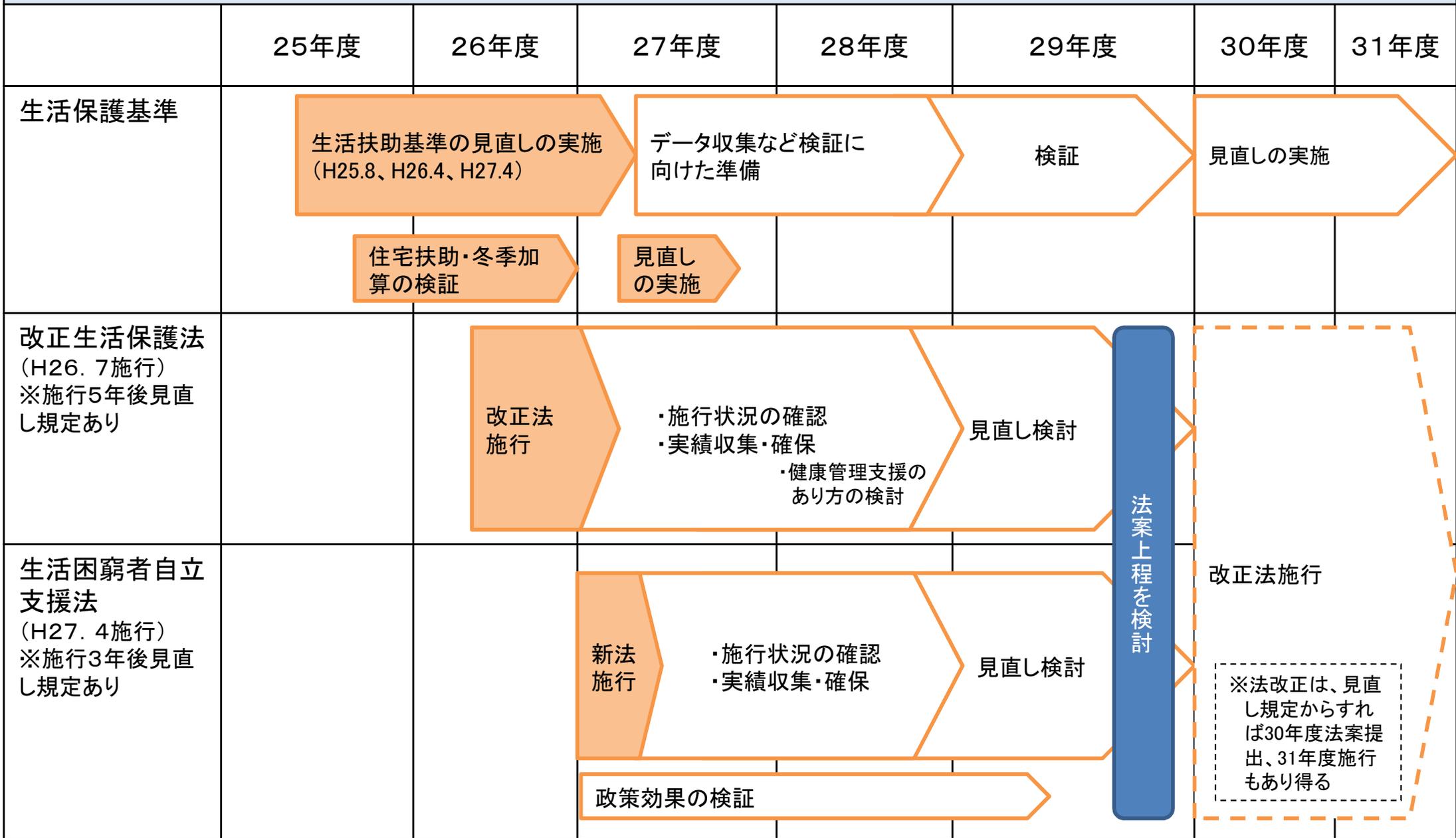
5. 生活保護受給者に対する安否確認の適切な実施

- 緊急やむを得ない場合に、本人の同意なく立ち入ることがある場合でも、大家等の第三者に協力を求めて行うことを周知。
- 見守りの頻度が高い者に対し、本人の意思に反して部屋に立ち入るような相談を受けた際には、適切な助言を行うよう周知。

※ 上記については、今後、地方自治体による監査等において実施状況の確認を行う。

第3 今後の生活保護基準・制度の見直しについて

生活保護・生活困窮者自立支援制度の見直しに向けたスケジュール



生活保護基準・制度見直しに向けた調査

- ・次期生活保護基準の検証（平成29年検証）及び生活保護制度全般を検証することを目的として、平成28年度において、以下の内容を実施する予定である。

※以下の調査等のほか、生活保護基準の検証を行う生活保護基準部会における議論の内容等によって、必要な調査を追加する可能性もある。

○家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（平成28年度 1 回限り）

○被保護者調査の調査項目の追加に伴うシステム改修

【家庭の生活実態調査及び生活意識に関する調査】

1 概要

一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を調査し、今後の生活保護基準の検証や制度の見直しに係る基礎資料とする。

2 調査の対象

- ・一般世帯：平成28年国民生活基礎調査(所得票)の調査対象世帯(約3万3千世帯)
- ・生活保護世帯：平成28年度社会保障生計調査の調査対象世帯(1,110世帯)

3 調査時期

- ・一般世帯：平成28年7月14日(国民生活基礎調査(所得票)と同時実施)
- ・生活保護世帯：平成28年7月(社会保障生計調査(7月分)と同時実施)

4 調査の方法

調査票は調査員が世帯を訪問して配布し、留置の上、後日、調査員が回収する。

【被保護者調査の調査項目の追加に伴うシステム改修】

1 概要

高齢者世帯の増加に伴い、特に他の世帯類型から高齢者世帯となった世帯数の把握及び平成27年度の住宅扶助基準の改正に伴う被保護者調査の調査項目の変更に係るシステム改修を行うこととする。

2 改修の流れ

厚生労働省が指定する調査項目の追加について、平成28年年度に、厚生労働省において「生活保護業務データシステム」の改修を、各自治体においては「生活保護基幹事務システム」の改修を行い、平成29年4月分調査より、新たな集計が出来るように必要な手続き等を行うこととする。

3 補助について

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象(業務効率化事業 補助率 1/2)とする。

参 考 資 料

(平成27年度全国厚生労働関係部局長会議資料抜粋)

経済・財政再生計画 改革工程表〔第22回経済財政諮問会議決定（平成27年12月24日）〕

参考

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
生活保護等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜④⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p>							
		<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>							
		<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>							
		<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>							
		<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>							
					<p>平成29(2017)年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）</p>				
	《厚生労働省》							<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>

⑨ 生活困窮者等の就農訓練事業

平成28年度予算案：4.2億円

趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者や引きこもり等の若年者、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する傾向にある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

背景

【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果等



生活困窮者等への就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む）を含めた就労支援

事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

1 実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

2 事業内容

（事前調整）※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

（基礎的研修（例 短期訓練、体験ツアー等：数日～1週間））

- ・農業基礎研修（作物の知識、農業機械の操作等）
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

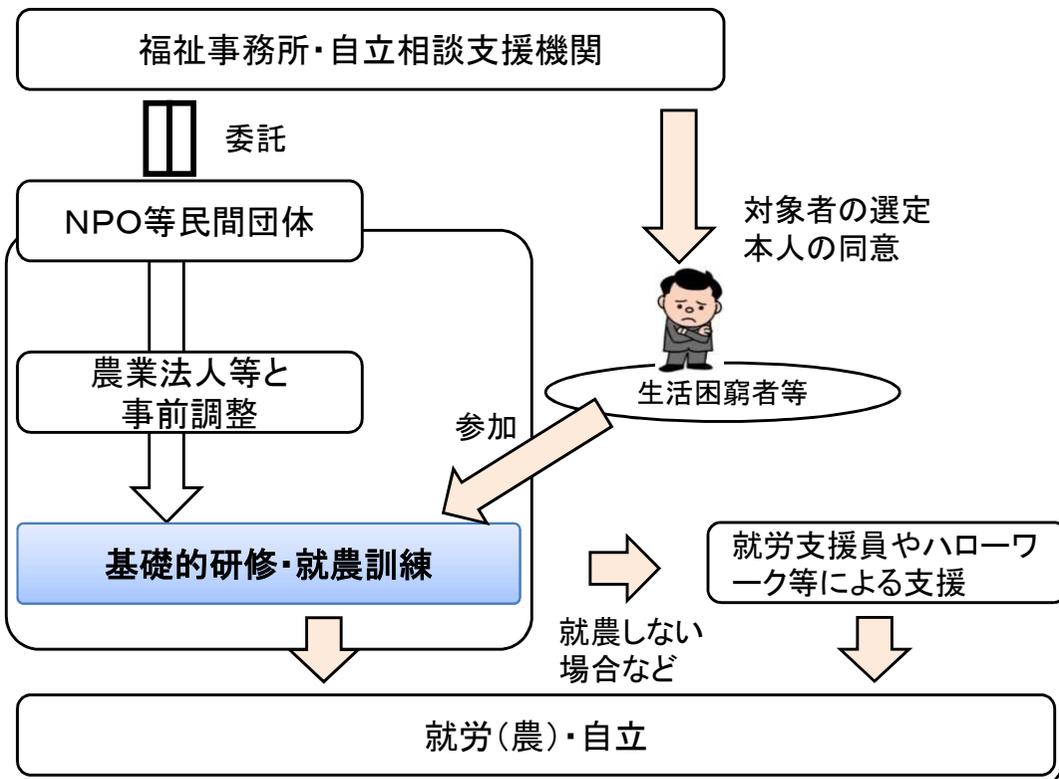
（就農訓練（例：長期訓練、就農支援））

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



3 補助率 2/3

事業のイメージ



新 生活保護受給者への適正受診指導等の強化

生活保護における適正受診指導等の状況

平成28年度予算案：2.1億円

- 不適切な頻回受診者や重複処方者等に対しては、主にケースワーカーが適正受診指導を行っている。
- しかし、ケースワーカーは医学的な専門知識がなく、現在の仕組みの中で更なる適正化効果を上げることには限界がある。(保健師等専門職の配置がある福祉事務所は全体の16.9%。保護課調べ)

医療保険者の取組では・・・

- ①保健師等による頻回受診に対する指導
- ②薬剤師(薬剤師会へ委託)による重複処方等に対する指導等の取組を行っており、一定の効果。

＜頻回受診の改善率＞
市町村国保(呉市の例) : 58.7%
生活保護(全体) : 45.9%

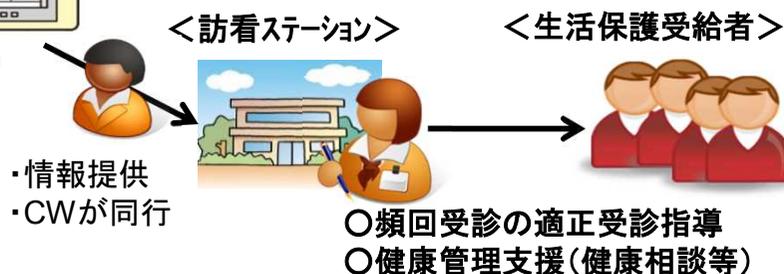
訪問看護ステーションや薬局とCWの連携により適正化等を強化

1. 薬局の薬剤師と連携した服薬指導による適正化等
 - 不適切な重複処方について、適正受診指導を実施
 - 複数薬局にかかっている場合、1カ所の薬局へ整理
→ 重複投薬、多剤投薬、併用禁忌等の解消
 - アレルギー等の理由以外で先発医薬品を服用している者に対する後発医薬品への切り替え指導
→ 後発医薬品の使用促進
2. 訪問看護ステーションの保健師、看護師等による適正受診指導等
 - 頻回受診者に対する適正受診指導の実施
→ 不要な受診の解消
 - 健康管理支援(健康相談、受診勧奨等)
→ 糖尿病等の早期発見、重症化予防

イメージ



＜福祉事務所＞



生活保護受給者等の居住確保の推進

平成28年度予算案：5.3億円

趣旨

- 平成27年5月の川崎市の簡易宿泊所火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の居住の確保を推進するため、国土交通省と連携しつつ、転居支援の充実・強化を図ることが必要。
- また、平成27年7月からの住宅扶助基準見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対する安価で質の良い住居確保の支援を図るとともに、貧困ビジネスへの対応として劣悪な施設からの転居支援を行うことが必要。
- このため、平成25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化し、全国的な支援を実施する。

現状・課題

(生活保護受給者)

- 簡易宿泊所等に居住する高齢受給者の増加
- 平成27年7月からの住宅扶助基準の見直しの円滑施行のため、安価で質のよい住居確保の支援が必要
- いわゆる貧困ビジネスへの対応
- 新たな住宅における近所つきあいなど転居に伴う不安

(家主等)

- 空き部屋の増加に伴う収入減
- 安定的な家賃収入の確保
- 入居者に対する見守り支援

事業内容等

1 事業内容

- ① 安価で質の良い住宅のリスト化 (新)
- ② 不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援
- ③ 在宅生活を送る上で必要な見守りや受給者の課題に応じた寄り添い型支援の実施
- ④ 国土交通省が行っている住宅施策（居住支援協議会等）、不動産仲介業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化 (新)
- ⑤ 家賃の代理納付の促進

※ 生活困窮者の居住確保についても、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と連携して必要な支援を実施する。(新)

2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

3 補助率 3 / 4

生活保護

(i) 金銭管理支援に関する周知

被保護者が使用した電気、水道及びガスの料金の支払については、金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができ、必要に応じて、助言も行うことが有効であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

(ii) 生活保護法第29条の調査に対する回答についての協力依頼

保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じるなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 生活保護法第63条についての検討

費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 法第78条に基づき生じる債権の破産手続における取扱いの周知

費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項1号)及び当該債権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること(破産法163条3項)を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

(v) 年金情報の照会事務の円滑化についての検討

被保護者が遡及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還(63条)については、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。